

宮城県行政評価委員会 政策評価部会
社会資本分科会（平成18年度第1回）審議要旨

日時 平成18年7月7日（金）13:30～16:30

場所 県庁18階 1802会議室

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 施策評価の説明・質疑
政策7 県土の保全と災害に強い地域づくり の各施策
 - (2) 政策評価の説明・質疑
政策7 県土の保全と災害に強い地域づくり
- 3 閉会

出席委員 林 一成委員、安藤朝夫委員

- 1 開会
- 2 議事

政策7 県土の保全と災害に強い地域づくり

施策1 地域ぐるみの防災体制整備

（危機対策課長から基本票に基づき説明）

（林委員）

- ・昨年度も質問したが、自主防災組織の組織率ではなく、組織の活動実態がどういう状況にあるのかについて把握しているのか？

（危機対策課）

- ・H17.4.1 現在 3,083 組織で前回調査の時点よりは組織数は増加している。活動の内容については、例を挙げると訓練（自組織主催・他組織主催に参加どちらも含む。）の参加率は 3,083 組織のうち 1,992 組織が参加しており、参加率約 65%、これは前回調査と比較して増加している。
- ・もう一つの指標である研修開催の状況については 3,083 を分母として 17%、515 組織であり、今後伸ばす必要があると考えている。

（安藤委員）

- ・（各指標の）定義はどうなっているのか。職場の自主消防組織なのか、何の「組織」なのか。

（危機対策課）

- ・組織は町内会、防災会などが含まれる。

(安藤委員)

- ・ということは、町内会で何らかの訓練を実施していれば、参加率はともかく、実施ということになるのか。

(危機対策課)

- ・組織と言うことで捉えているのでそういうことになる。

(林委員)

- ・組織が実態化しているかどうかということが重要であると考えます。

基本票 11 ページにも「町内会等への参加意欲を向上させることが困難となりつつある」との記述があるが、たとえば、郡部の町村など比較的地縁がまだ強く残っていると思われる地域と、郊外の新興住宅地の状況を把握し、比較するなど、県内組織全てを調べるのは大変かとも思うので、いくつかサンプルを抜き出し、実態の調査を把握することが必要だと考える。

組織単位ではなく、住民個々の単位で参加率が5割だとか1割だとか、地域ごとに参加率が違うということ把握して欲しいという意見を昨年来述べているのはそういう趣旨である。

(危機対策課)

- ・今回の調査では、地区(市町村)ごとに組織数のみでなく、参加人数の把握も併せて行っている。訓練1回ごとの参加者把握までは行っていないが、参加人数となると確かに少なくなっている。

(県民のうち)8万人程度が参加したという実数及び各市町村単位での参加者数はつかんでいるが、どのような形で参加したかについては把握していない。

施策は異なるが(施策5)、地域防災マップづくりへの支援といった方法で、少しでも自分たちの問題として住民参加を促すことも進めている。

H18からは新規に「地域防災組織育成支援事業」を行っている。具体的には、地域活性化のノウハウが足りないといった場合には市町村とも連携し、大学教授などの指導者を地元組織に派遣するなどの内容。

(安藤委員)

- ・消防庁で取りまとめている「自主防災組織組織率」については、各自治体により組織率に非常に幅があり、実態を映しているかどうか疑問もある。(例えば、宮城県は約80%で推移しているが、地縁性が高いと思われる沖縄県などでは4%と非常に低い。)

(危機対策課)

- ・消防庁で取りまとめている数値の中には、市町村ごとの「自主防災組織数」・「自主防災組織隊員数」等も含まれており、これらを整理すれば人口比割合等を算出できると考えている。宮城県内で見ても、市町村ごとに参加人数等にかなりばらつきがあることは把握している。

(林委員)

- ・宮城県では80%の組織率を確保していることから概ね防災対策は整っていると考えるのか、地域ごとに偏りがあり、また組織率80%と言う数字が実態とはかい離していることから、啓蒙活動、民間の防災訓練への支援等を進めたいと考えるのか、(その判断材料としても)ぜひ実態調査など行って、基本票にもコメントを加えて欲しいと考えている。

「防災」とは防火だけではなく、災害発生の際の地域での初動時の助け合いなども含まれていると思うが、事業構成としては本施策についても地域づくりへの支援やNPO等民間団体への支援などが網羅的に含まれていても良いのではないかと考える。

(危機対策課)

・災害時の避難態勢整備，地域防災組織の育成等は，一義的には市町村の役割分担となっていることもあり、県は市町村の行う事業等の側面的支援という立場であると考えている。

県としての事業は本施策に掲げられているもののみであるが、平成 18 年度から先ほど述べた「地域防災組織育成支援事業」を行ったりしている。

また、8,000 枚の防災マップづくりのガイドラインを作成し、団体・消防等指導機関等に配布し活用を呼びかけたり、県職員が出前講座と称して防災関係の事業等の説明に赴いたりしている。

(安藤委員)

・もう一つの指標「各市町村における防災・震災訓練参加者数」については、毎年度ゼロクリアとしているが、天候の影響などから年度毎に訓練参加者には波が出るものと考えられる。平滑化を図っても良いのではないか。(例えば、過去 3 年間の訓練参加者数を指標とするなど。)

(危機対策課)

・指標の平準化の問題は認識しているところであり、本指標のみでなく、先ほどの組織率に関する指標も含め、根本的な見直しを進めていきたいと考えている。

(林委員)

・全国レベルのデータについては消防庁が取りまとめを行っていることから、県が行う実態調査をベースとして、新たな指標を設定しても良いのでは。

(危機対策課)

・昨年度実施した調査についても、県内の実態を探るという意味で、従来と調査項目を変更して実施した経緯があるが、今後もより実態把握に適した見直しを図っていきたい。

施策 2 水害から地域を守る河川等の整備

(河川課から基本票に基づき説明)

(林委員)

・ハザードマップ作成が義務づけられたというのは、何らかの目標設定がなされたということか。

(河川課)

・概ね 5 年以内に作成することとなっている。ハザードマップ作成が進んでいないことの理由としては市町村合併の影響があるものと考えられる。

(林委員)

・ハザードマップ作成に要する期間は。

(河川課)

・概ね 1 年程度の期間を要する。

(林委員)

・今後 5 年間でハザードマップ作成の義務づけられた市町村が、整備を終えられる見込みはあるのか。今年度の作成見込みは。

(河川課)

・ハザードマップ作成が義務づけられている市町村は、合併後の市町村数で 30。このうち 10 市町が既に作成済みであり、今年度は 6 市町で作成予定。

(安藤委員)

・合併市町について、合併前の市町村の一部が作成済みである場合、指標上は作成済みとカウントしているのか。

(河川課)

・していない。そういった事例はあるが、合併後の単位で新たにカウントし直している。

(林委員)

・施策を構成する事業構成は。

(河川課)

・「総合流域防災事業」では、国・県がそれぞれ1/3補助、市町村1/3負担で洪水ハザードマップを作成する仕組み。

(安藤委員)

・ハザードマップ作成は、予算的に見ても河川事業を構成するほんの一部であり、その成果を以て河川行政全体の成果を測ることについてはどう考えるか。

(河川課)

・(仮に)ハード面の整備の進捗を表す河川整備率を指標とした場合、毎年度0.3%程度の伸びしか期待できないと言う面がある。

国土交通省でも、全国一律の基準によって、河川の安全度を示そうと言う動きがあり、平成17年度・平成18年度で全国の河川の航空機測量を行い、平成18年度・平成19年度で河川の安全度を評価、平成19年度に調査結果公表の予定である。このような河川のハード面での安全度を測る新基準を作成中でもあることから、県としてもそれを受けて今後県民に分かりやすい指標を検討していきたい。

(安藤委員)

・「市町村数」というのを指標として用いているが、昨今のような市町村合併の影響等を受けやすく、安定的とは言えない。「洪水ハザードマップによる人口カバー率」と言ったものの方が安定的では。

(河川課)

・「人口カバー率」となると、流域居住人口の多い仙台市などは既にマップを作成済みであることから、カバー率はかなり高くなり、整備が進んでいるような印象を受ける。しかし、県全体で見た場合には、具体的な整備はまだ余り進んでいないという状況を県民に知らせることが必要と考えている。

(安藤委員)

・「洪水ハザードマップ整備済みの面積比率」ではいかがか。いずれにしても合併と言った事態にも安定的な指標であることが望ましい。

(河川課)

・今後検討したい。

(林委員)

・「河川流域情報システム」は昨年度と今年度ではシステム内容に違いはあるのか。

(河川課)

・平成17年度までは、県と国内部のみでデータを収集分析するようなクローズシステムであったが、平成18年4月からは、雨量情報をはじめとした時々刻々の気象情報等を、市町村職員、一般県民、特に水防団などの方々がインターネットを経由して自由に取り出せるシステムとなった。

大雨の際などは、実際にかなりの方々にご利用いただいているようである。

(林委員)

・雨量観測所の数(現在 88)は今後さらに増加していく計画などはないのか。

(河川課)

・増加の方向で考えている。

(安藤委員)

・(河川の安全性を測る場合の根拠数値となる)確率降雨そのものが変化してきているということはないのか。

(河川課)

・確かに近年短時間の局所的豪雨などが増加しており、従前の確率評価の適用が正しいと言えるのかの議論は全国的に起こっている。

また、河川に関する用語が一般の方々に分かりにくいということも問題となっており、用語の呼び方、説明の仕方について、現在国土交通省において検討を重ねていると聞いている。

(安藤委員)

・確率降雨が実際に変化しているというのであれば、10年確率と言われていたものが、実際には5年確率(の安全度である)と言うことになってしまう。その点の検証が必要であると考える。

(安藤委員)

・ハザードマップ作成が義務づけられていない市町村があるがそれはなぜか。

(河川課)

・流域面積の大小によって、河川が氾らんした場合にも資産への影響が少ない、河川の形状で言えば堀込河道(ほりこみかどう)と呼ばれる堤防のない河川、河川上流部(川崎町、七ヶ宿町等)や流域面積の小さい河川(三陸沿岸市町)についてはそのような理由で対象外となっている。また、塩竈市・七ヶ浜町については(ハザードマップ作成の対象となる)法河川が存在しないことから、対象外となっている。

(安藤委員)

・対象とする・しないは誰が決定しているのか。

(河川課)

・水防法上の「水位情報周知河川」の定義に基づき、河川管理者ごとに決定することとなっている。

(林委員)

・氾らん解析はどの程度進んでいるのか。

(河川課)

・今後、さらに5河川程度「水位情報周知河川」の指定を行っていく予定であり、その際氾らん解析を行うので、このデータを基に、市町村には洪水ハザードマップを作成していただきたいと考えている。

(安藤委員)

・基本票17ページの事業で、「河川調査費」と「河川改修事業」は事業名称は異なるが、事業の対象・手段・目的は同一である。これは国と県の事業と言った分類なのか。

(河川課)

・予算的費目の違いである。具体的事業内容に差はない。

施策3 土砂災害から地域を守る地滑り対策等

(防災砂防課から基本票に基づき説明)

(砂防総合情報システム・MIDS^ミSKI^{ズキ}についてパワーポイントを用いて実演説明)

(林委員)

・システムの活用に関するPR等を行っているのか。

(防災砂防課)

・測量設計業協会の勉強会でPRを行ったり、「押しかけ出前講座」(平成17年度全県下で143回開催)で啓蒙活動を行っており、今後ともそのような取組を進めていきたい。

(安藤委員)

・情報入力はどうなっているのか。一般県民も情報入力できるのか。

(防災砂防課)

・セキュリティの問題もあることから、現在は土木事務所職員等県職員のみでの情報入力としている。将来的には市町村職員、また、一般県民についても防災ボランティアなどと言った形で登録制で情報入力を可能としていきたい。その場合、逆に防災情報等をメール等により発信することで防災活動に役立てていただくなどの仕組みを考えたい。

(安藤委員)

・緊急時のアクセス数の増加等にも配慮したシステムとなっているか。

(河川課)

・システムで提供するデータは、一般県民等からの書き込み等によるアクセスが増加すると思われる地図情報については、サーバーが県庁外に設置されており、緊急時のアクセス数急増等にも比較的対応しやすい環境であるとは考えている。また、雨量データ、水位情報等については県庁内のサーバーにあり、ある程度データを分散させていることからアクセスの集中を防ぐことはできるものと考えている。

・市町村とのやり取りには、危機対策課に設置されているMIDORIという専用回線を用いて行い、県庁内はイントラネットを活用、一般県民の方のみについては輻輳が起こる可能性もあるが、今述べたようにデータの分散を図ることである程度緩和できると考えている。

(林委員)

・他に、昨年度から何か変更点はあるか。

(防災砂防課)

・ソフト事業については継続的に行う以外にないと考えている。避難訓練・啓発活動などを継続的に実施していきたい。ハード事業については、昨年度内閣府から孤立集落についての問題が提起され、全国規模での調査を行っているところである。今後これを受けて、本県でも土砂災害等の危険箇所との重複箇所については現地調査により確認、対策を講じていく必要があると考えている。今年度は避難所・避難路関係のハード事業を進めているところである。また、津波発生の関連については、ガケ地対策の中で一次避難所を確保するなど、いずれの事業についても要援護者関連の施設確保等にハード対策をシフトしていく必要があると考えている。

施策5 震災対策の推進

(危機対策課から基本票に基づき説明)

(林委員)

・基本票 31 ページの指標について、昨年度から修正したのか。平成 22 年次の目標値の設定根拠は。

(危機対策課)

・平成 22 年次の目標値は合併後の市町村数とした。5 年間で全市町村が更新するのを目標とした。

平成 15・16 年度に宮城県の地域防災計画(震災対策編)を更新しており、災害対策基本法上、(市町村の計画は)県の計画に抵触してはならないという定めがあるため、遅くとも 5 年以内に全ての市町村が防災計画を更新することを目標とした。

(安藤委員)

・全市町村が防災計画を更新した後についてはどう考えているのか。

(危機対策課)

・県の地域防災計画についても国レベルの要請で既に再検討が必要な箇所も出てきており、いずれ計画をまた更新する必要が出てくる。平成 22 年次にはまた新たな課題が発生してくるものと考えており、その際には目標値も再設定する必要があると考えている。

(林委員)

・既に市町村防災計画を更新済みの 6 市町村は具体的にはどこか。

(危機対策課)

・加美町、白石市、角田市、多賀城市、東松島市、大和町である。

(林委員)

・32 ページの「事業の次年度の方向性とその説明欄」で、「危険ブロック塀等地震対策総合事業」については「廃止」となっているが、これは要改善箇所の改修に目途がついたと言う判断があつての廃止と言うことでよろしいか。

(住宅産業振興室)

・本事業は平成 14 年度から実施している事業であり、終期設定の関係から補助金交付事業については廃止と言うことになる。しかし、危険箇所については現在調査を行っているところであり、その結果を見て来年度以降の方向性については再検討することになる。

(林委員)

・それであれば、基本票の記述として「廃止」で良いのか。

事業の当初目標とその達成状況について目途がついたことから廃止と言うことであれば問題ないという判断もできるが、今の説明では単に終期設定の関係から廃止するという印象を受ける。

「廃止」と記述されていることに対して評価ができない。基本票上も廃止の理由を説明すべきではないか。

(危機対策課)

・本事業については、平成 14 年度から実施しており、事業開始当初スクールゾーン内に限ったブロック塀の危険箇所数は 600 箇所程度あった。年間 100 箇所程度を改修するペースで事業を実施してきており、また、本来危険ブロック塀の改修は個人負担で行うべきものと言え、実際個人負担で改修を行っている箇所も 100 箇所程度あることから、危険箇所数はかなり少なくなっていると考えている。

(林委員)

・今説明のあったことについて、基本票にも記述が欲しい。

(林委員)

・昨年度はなかった事業で、基本票 29 ページに「津波避難誘導看板設置補助事業」があるが、この事業の具体的内容は。

(危機対策課)

・本事業は、市町村の避難誘導対策の促進を図る目的で、単年度のモデル事業として実施された。

(林委員)

・モデル事業実施による効果等はあったのか。県の事業実施により、地元関係市町村で引き続き対策を継続していくと言った見込みはあるのか。

(危機対策課)

・本事業をきっかけとして、塩竈市では、国、港湾関係者等関係団体を含めた地域に即した誘導看板を設置しようという試みが生まれている。

(林委員)

・本事業についても、29 ページに記述がありながら、32 ページの方向性の部分には特に記述がない。(単年度事業ということもあり、)記述しにくいとは思いますが、どこかに事業構成に関してのコメントが欲しい。

(危機対策課)

・今後は予算面には反映されない、ゼロ予算的な取組にはなるが、事業で整備した誘導看板等の施設があり、これらを協議会等を通じて事例として周知していきたい。

(林委員)

・32 ページの「耐震改修促進事業」について、現在は木造住宅が対象となっているが、今後避難経路確保など震災対策を考えた場合、築年数の古い鉄骨鉄筋造の民間オフィスビルなどについて、緊急輸送路の安全性と言った観点から評価した際に必要となる対策についてどのように考えているか。

(危機対策課)

・耐震改修促進法により、民間オフィスビル等の耐震化についても国レベルで進めているところがあるが、なかなか対策が進んでいないのが実状である。

(林委員)

・木造住宅については住宅の改築・耐震診断等の事業があるが、オフィスビル等についてもそこまで踏み込んで対策を行うのか。啓蒙活動にとどまるのか、危険箇所を示すところまでを行うのか、どのレベルまで取り組むのか。

(建築宅地課)

・耐震改修促進法に基づき、民間建築物のうち、特定建築物(特定、不特定多数の人が利用する一定規模以上の建築物)については、耐震化の進捗状況について調査を行っている。調査の過程において、指導あるいは耐震対策に関する情報提供を行っている。

・建物所有者団体等をメンバーに加えた協議会において、震災対策全般について協議を進めているところである。

(林委員)

・震災対策は従来居住地ベースすなわち夜間ベースで考えられている。先ほど説明のあった耐震化の進捗状況調査によって得られた情報を基に、就業地ベース、昼間ベースで考えた場合の震災対策ま

で踏み込んで考えるのか、そうではなくて、単にある建物が危険であると示すことにとどまるのか。仙台市中心部の 50m 道路なども、沿道のビルが古くてもろい構造であると言うことになると、防火帯として機能しなくなるという恐れもある。今後、昼間ベースで避難路確保等を考える場合どのような対策が必要となるのかと言った議論が大きくなると考える。

耐震改修促進法では、耐震診断・改修等はビル所有者等民間側で行うことと定めているのか。

(建築宅地課)

・法律上は、県が沿道の耐震化の計画を定め、民間側が耐震化を行うこととしている。なお、国の補助制度があり、耐震改修・診断等について通常よりも補助率を上げて耐震化への誘導を図っている。本県ではその補助制度を導入するかどうかについて今後検討することとしている。

(危機対策課)

・オフィスビル等の事業資産については、利益を生むためのものという性質から、耐震改修等は自己負担が原則であると考えている。しかし改修を進めるために、優遇税制・特別償却等で誘導を図っていると言うのが実状である。

(安藤委員)

・阪神・淡路大震災では発生時間の関係で、結果として木造住宅倒壊等による被害者が多かったが、今後は発生時間帯別のシミュレーションを行う必要があるのではないか。

(林委員)

・発生時間帯別の、懸念される事項とその対応策については、地域防災計画等で定められているのか。

(危機対策課)

・平成 16 年 3 月に公表の第 3 次地震被害想定調査では、夕刻・昼間・早朝といった時間帯別の想定をしている。

ただし住宅(地)中心の調査であるため、ビルの倒壊状況等のシミュレーションは行っていないが、被害人数、避難者数等は算出している。この調査結果を踏まえて、平成 16 年度に地域防災計画を修正している。

(林委員)

・震災発生時、オフィスビル街の歩行者に、ガラス落下等の危険はないのかどうか、あるいは、交通機関が寸断された時、どの方面に向かうどの程度の人に影響が及ぶのかと言ったより具体的なケースを想定して情報を収集する必要があるのではないか。

(危機対策課)

・ガラス落下の問題については、福岡での地震発生時に問題となったが、その際土木部で緊急調査を行い、現在はほぼ半数が改修済みとなっている。

・その後、中越地震の際には集落の孤立化が問題となり現在対策を進めているが、問題が発生した都度早急な対策を行うことで進めていくしかないと考えている。

(住宅産業振興室)

・補足説明

「危険ブロック塀等地震対策総合事業」について、平成 17 年度の調査において 340 件の危険箇所があり、うち 208 件改修済み、残り 132 件が改修を要する箇所となっている。このうち、100 件については平成 18 年度改修を行う予定であり、残りは 32 件となっている。補助金利用率は実績で約 50%

となっていることから、最終的には（残り 32 件のうち半数程度は自力改修を行うと仮定して）10～20 件程度が未改修として残るが、概ね目標は達成できると考えている。

（林委員）

・今説明のあったことについて基本票にも記述して欲しい。

施策 6 地震防災のために必要な施設、設備の整備

（消防課から基本票に基づき説明）

（安藤委員）

・地震防災のために必要な施設・設備という場合に、消防水利（の基準に対する充足率）だけで良いのか。

（消防課）

・平時の消防防災施設と、地震という特殊なケースを想定した場合の施設整備は区別すべきではないかと考えている。

地震発生した場合、送水管が破壊されれば消火栓は使用できないと言う事態が想定される。その場合防火活動については、防火水槽の貯水、河川・湖沼・学校のプール等自然水利を利用することになると思われる。

また、生活用水については耐震性貯水槽、また飲用水を兼用する場合には浄化設備を備えた貯水池を整備する必要があるが、多額の整備費がかかることから整備は進んでいないのが実状である。

（安藤委員）

・雑用水であれば飲用水までの水質は必要ないと思うが。

（消防課）

・雑用水であれば、耐震性貯水槽で充分と考えられ、今後耐震性貯水槽の整備を進めていきたいと考えている。耐震性貯水槽の設置率については、整備費用の問題もあり、ひと桁台となっている。

（林委員）

・昨年度と指標が変更になっているが、新たな指標を選定した理由と、目標設定の根拠について説明願いたい。

（消防課）

・消防水利は国の基準では地域を 140m 四方のメッシュとし、そのメッシュ内に消防水利が 1 以上整備されていることが最低基準とされている。密集している市街地については、メッシュ内に消火栓が複数存在したり、ビル所有者が独自に貯水槽等整備している場合もあるが、最低 1 以上整備されていれば基準に合致するという考え方でカウントしている。

・2 点目の指標である「119 番通報発信位置情報システムを運用している消防本部の割合」については、災害時、非常時により早く災害発生現場に向かうために必要なシステムの導入が行われれば、より早い現場到着と救命率の向上が図られるとの考え方から採り入れた。

・目標値については、従来は、消防庁の「消防力の基準」に基づいて目標値の設定等行ってきたが、平成 17 年度に全面改定により「消防力の整備指針」が新たに設置された。市町村ごとの整備指針が示されており、今後平成 22 年度までに各市町村が、この新基準に基づいて設定し直すこととなる。県としては、効率的な整備の方法、有効な起債の活用・運用等について各自治体を指導誘導していき

たいと考えている。

・119番通報システムに関しては、電波の割当が変わるため、平成28年度には現在使用されているアナログ波からデジタル波に切り替える必要があり、このためのシステム改修に宮城県内で総額130億円程度かかる予定である。整備方法及び運用の方法について現在検討を進めているところである。

(林委員)

・それぞれの指標の問題ではなく、昨年度の指標から今回の指標に変更した理由が分からない。

昨年度までの指標のどこかに問題があったため、今回の指標となったとか、また地震防災の観点から見てふさわしい指標を選びなおしたとか言った理由を聞きたい。また、「消防水利」の定義も分からない。

・昨年度は「防火水槽設置数」を指標としており、この指標について、部会からは「数の把握ではなく、エリアで捉えるべき。また防火水槽の種類ごとに設置数を把握するべき」という意見を述べ、県の対応方針として「新たなデータを必要とするとなると市町村に新たな負担を強いることにはなるが検討したい」との返答をいただいたと認識している。また、「消防ポンプ自動車数」については今年度の指標には含まれていないがその理由を聞きたい。

(消防課)

・「消防ポンプ自動車数」については、災害発生時は道路が寸断したり、橋梁が使用できないなど、車両の移動が困難になることも予想され、車両数を指標とすることはなじまないと判断した。

119番通報体制であれば、災害発生地が特定されれば、最寄りの対応可能な箇所指令することで救援活動につなげることもできることから、その整備率を指標とするのが妥当ではないかとの判断で今年度新たに設定した。

(安藤委員)

・今のような理由の説明は基本票のどこにも記述がない。

(林委員)

・「地震防災のための施設・設備の整備」としてどういうものが考えられるかを検討した結果、今年度新たに指標となった「消防水利の基準に対する充足率」が考えられ、昨年度の部会で「防火水槽設置「数」ではなく、「面積のカバー率」などで捉えるべきだ。」という指摘があったことを受けて、そういった面的捉え方も可能であることから指標としたなどと説明してもらえば、こちらも指摘した甲斐があるのだが。

・「消防水利の基準に対する充足率」は現況値が80%とかなり高く、今後その充足率を上げていくということになると、そして(充足率を算定するための)実態調査は3年に1回ということになると・・・

(安藤委員)

・調査自体は3年に1回でも、期間中いくつ整備して、いくつ撤去したか位は分かるのではないかと。そうであれば推計値は少なくとも算出できる。

(消防課)

・整備数は極めて少なくなってきた。消防水利の充足率は(平成15年度の)調査当時で約80%となっているが、この数には消火栓、簡易な防火水槽など全ての消防水利が含まれている。

・消防水利としてカウントされる中で圧倒的に多いのは消火栓である。震災時に必要なのは生活用水として利用できる耐震性貯水槽であるが、その整備はなかなか進んでいない状況である。

(安藤委員)

・耐震性貯水槽などがどのくらい整備されているかが分かれば県民は安心するのでは。

(消防課)

・(耐震性貯水槽の整備等の)実態は、今年度の調査で浮き彫りにしたいと考えている。

(林委員)

・「地震防災」の定義が問題である。これは消防課のみの問題ではなく、政策全体の評価の中で議論することであろうが。

・基本票 39 ページの事業の次年度の方向性とその説明欄の「高度消防防災施設等整備費補助金」について、先ほど指標分析カードの説明の際に、位置情報表示システムを導入しているところは県内で3箇所あると聞いたが、毎年度1箇所程度は補助金を利用して整備を進めているのか。平成17年度は対象箇所がなかったようだが、平成18年度についてはどのような状況か。

(消防課)

・平成18年度も対象となる箇所はない。補助金額も限られてきており、消防本部でも必要な予算を確保できないと言う事情がある。平成28年度までには先ほど申し上げたようにデジタル波への切り替えのため、整備し直す必要はあるのだが。

(林委員)

・そのような中で、38ページに示されているような整備状況を達成していくことはできるのか。

(消防課)

・システムの更新時期が来ている消防本部もある。(このため目標値達成は可能と考える。)

(林委員)

・基本票上では、この補助金については利用実績がないように見える。次年度以降の方向性には「維持」となっているが、これで良いのか。実績がないということは、メニューがあっても使われない補助金なのだという風に受け取れる。

(消防課)

・県内の消防本部には、県が補助金の対象としているシステムよりも小規模のシステムを、単独で整備しているところもある。平成18年度も県の事業費としてはゼロであるが、システム整備を予定している消防本部はある。

システムの整備規模は、管轄人口に応じて、3つの区分があり、規模の小さい順に 型・ 型・ 型に分けられる。

(林委員)

・3区分のうち、県が支援の対象として想定しているのは 型であるが、この規模での整備予定がないということか。県下に 型に該当する消防本部は何箇所あるのか。

何を言いたいかという、基本票だけ見ると、利用実績がない。それであれば、補助金は必要ないと言う話にならないかということ。

(消防課)

・宮城県の消防本部は12あるが、そのうち6は10万人未満の管轄人口で、いわゆる 型に該当する。同じように10万人以上40万人未満の 型は5、40万人以上の 型は仙台市消防局のみである。現在、国では消防業務の効率化を図るため、新たにシステムを整備する際は、極力30万人規模のシステムとするよう指導している。これを受け、県でも10万人以下の司令センターへの補助ではなく、 型への補助金交付を前提として、複数の消防本部が協力の上、より大規模のシステムを導入するよ

う指導誘導しているが、型の小規模システムを単独で整備する消防本部が多いことから、結果として補助金が利用されていない。

しかし、消防組織法が今年改正となり、改めて 30 万人規模の消防本部の設置を進めるとされたことから、今後型が増加するのではないかと考えている。

(林委員)

・今のような説明がなければ県の事業実態は分からない。【次年度の方向性】欄にも型型と書かれているがこれだけでは理解できない。補助金の利用実績がないことの原因について、どこかに説明がなされるべき。

(消防課)

・システムは一度導入されると 10～15 年は利用されるものであり、更新のスパンが長い。

(林委員)

・そのような特性についてもどこかに記載すべきではないか。スパンが長ければ、5 年間全く実績がないと言ったことも出てくる。

昨年度からの指標を見直し、今回このシステムの導入に関する指標を採用した努力は評価されると思うが、指標の選定理由などの記述の仕方の問題もあるし、事業の特性についても記述が欲しい。また、先ほどの型・型・型の説明などは別途資料を用意しても良いと思う。

(安藤委員)

・地震防災の観点から見た場合、(位置情報システム導入により)位置情報が分かったとして、何の役に立つのかというのが良く分からない。

政策全体 県土の保全と災害に強い地域づくり

(危機対策課・土木総務課から基本票に基づき説明)

(安藤委員)

・地震防災というのが総合的な政策施策であるにもかかわらず、施策として出てくるのが消防防災施設というのは違和感がある。その点についてはどう考えるか。

(危機対策課)

・確かに、本政策に震災対策全てが網羅されているわけではないが、平成 15 年度に「みやぎ震災対策アクションプラン」を策定し、総合的・体系的な防災対策を実施しているところである。今年度についても 68 事業約 237 億円の事業を予定している。このプランでは、先ほど民間所有のビルの耐震化についても議論となったが、民間・県・国・市町村のそれぞれの役割分担と連携のもとに震災対策を進めていくこととしている。

政策評価・施策評価にアクションプランの内容全てが盛り込めれば良いのだが、県と市町村との事業の役割分担等の問題で出来ていない。

(土木総務課)

・土木部においても、県全体のアクションプランを受けて、土木部のアクションプランを平成 15 年度に策定している。公共施設の耐震化だけでなく、その他津波対策等についてもハード事業だ

けではなく、ソフト事業についても網羅している。プランに基づき体系的に取組を進めているところであるが、今年度土木行政推進計画の見直しと併せて、これらのプランの改訂作業・再整理を進めたいと考えている。

(安藤委員)

・震災対策で気になるのはライフラインの確保であるから、先ほどの消防水利の話で言えば、ダクタイル鋳鉄管への更新状況などいろいろ考えられる。そのようなものは指標にもなりやすいと思うが。あるいは、集落の孤立化を防ぐという意味で複数の経路を確保できるかなど。

(林委員)

・土木部所管の施策については施策の展開方向が比較的分かりやすい。

もう一つの総務部所管の施策については、大きなテーマを絞り込み施策に集約するというのは大変な作業であるというのは理解できるが、毎年度説明を受けてもなかなか全体像が見えてこない。

それぞれの市町村が地域防災計画を作ることになっていると言えばそれまでであるが、それでいいのか。

また、施策1「地域ぐるみの防災体制整備」は説明を受けた程度の施策展開でいいのか。「震災対策の推進」として行っている施策5とのリンケージを図ると言う方法もあるかも知れない。施策6「地震防災のために必要な施設、設備の整備」についても、地域との関連の中で、コミュニティーセンター等に非常用食料・飲用水等を備蓄するなどということも、県の施策としてどうかという面はあるが、評価の観点としては考えられる。そういった取組が有機的につながっているということが分かりにくくなっている。

防災全体ということになると、非常にテーマが大きくなってしまう。震災対策にテーマを絞った場合に施策1・5・6はどこに向かって展開しているのかというのが分かりにくい。

(危機対策課)

・災害対策基本法上の役割分担があり、非常用食料等の備蓄についても啓発的活動は行っている。しかし、ゼロ予算的取組であることから、事業費ベースとなると基本票には記載できないものも出てくる。また、本来市町村が進めるべきものであるが、特に強力に進める必要があるものについては、県でも特別予算を計上して行っている事業などを掲載していることから、全体像が見えないということになるのかと思われる。

ただ、先ほど説明したとおり、基本票に記載された事業のみ行っているわけではなく、震災対策アクションプランに則って取組は体系的に進めているところである。その中でも、行政の取組だけで万全の対策を取ることは困難であるとの発想から、住民にも自分のことだという考え方を持ってもらおうというスタンスで進めている。

(林委員)

・今説明いただいたことについては理解しているつもりである。その上で、行政評価委員の役割というのは、県の行政について、県民の代表として意見を述べなければならないと考えている。その前提として、県が何を指標として選んで今どういう事業を行っているかということをつらなければならぬ。震災対策アクションプランに、各施策がどのように位置付けられ、そのうちでも今議論しているのがどの部分であるかといった説明が欲しい。その説明があれば我々の理解も進む。

そのような説明がないと、施策体系自体がこれでいいのかという議論になってしまう。

先ほど「震災対策の事業の寄せ集め」という説明もあったが、それでいいのか。そういった部分の施策の体系化ということを、来年度に向けてぜひ考えていただきたい。

(危機対策課)

・特に施策5については事業の寄せ集めであるという説明をしたが、今後できるだけ、ゼロ予算的な事業も含めて施策の体系化が図れるようにしていきたいと考えている。

(土木総務課)

(施策5の「ブロック塀等地震対策総合事業」について補足説明)

・平成15年度調査で、県内536箇所の危険箇所を把握。その後経済再生戦略プログラムの重点事業として、ブロック塀の除却・緑化事業を実施した。(本事業についてはスクールゾーン内に限らず実施。)平成17年度、重点事業の最終年度であったころから、再度危険箇所調査を実施したところ、340箇所程度が未改修のまま残存していた。毎年度100箇所程度の改修を進めてきたことから、340箇所のうち、100箇所は平成17年度事業で改修、平成18年度については残り約200箇所のうち約半数を自己負担での改修と見込んで残り100箇所分の予算を計上した。

最後まで残った箇所については、建築確認の中で、強度基準に沿った改善指導を行っていくことで対応したいと考えている。

3 閉会

宮城県行政評価委員会政策評価部会

委員 林 一 成

委員 安 藤 朝 夫